

広報

こうなん



介護保険スタート	2
トピックス	7
こちら保健婦です	8
図書館だより	9
インフォメーション	10 11
のこしておきたい江南風景	12

2000



No.325

老後の安心を支え合う

介護保険スタート

人は一生でみると、二人に一人は、寝たきりや痴呆などにより、介助が必要になります。ご自分やご自分の配偶者、その両親まで考えれば、介護の問題は誰もが避けて通れない問題となっています。

しかし、介護を家族だけで支えるのには限界があります。そこで、介護を家族だけで支えるのではなく、国民みんなで支えることをねらいとして介護保険制度が生まれました。

介護認定はこのように行われます

1

要介護認定の申請



介護保険のサービスを利用する本人や家族が、市町村の窓口にて要介護認定の申請を行います。申請は在宅介護支援センターや介護保険の施設などに代行してもらえます。

2

調査員の訪問調査



市町村に申請をすると、市町村の職員や市町村から委託を受けた介護支援専門員が家庭等を訪問し、心身の状況などの項目について聞き取り調査を行います。

3

コンピュータでの判定

心身の状況などの調査の結果をコンピュータに入力します。

介護保険制度は、四十歳以上の人みんなで保険料を出し合って、寝たきりや痴呆症などで、常に介護を必要とする状態（要介護状態）になったり、常時の介護までは必要なくても家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になったときでも、自分らしい生活ができるよう、また家族としての負担が軽減されるように、保険によって必要な介護サービスを利用できるようにする制度です。

この制度がいよいよ四月からスタートしますが、これに先立ち昨年十月からサービスを利用するための要介護認定の申請受付を行っています。

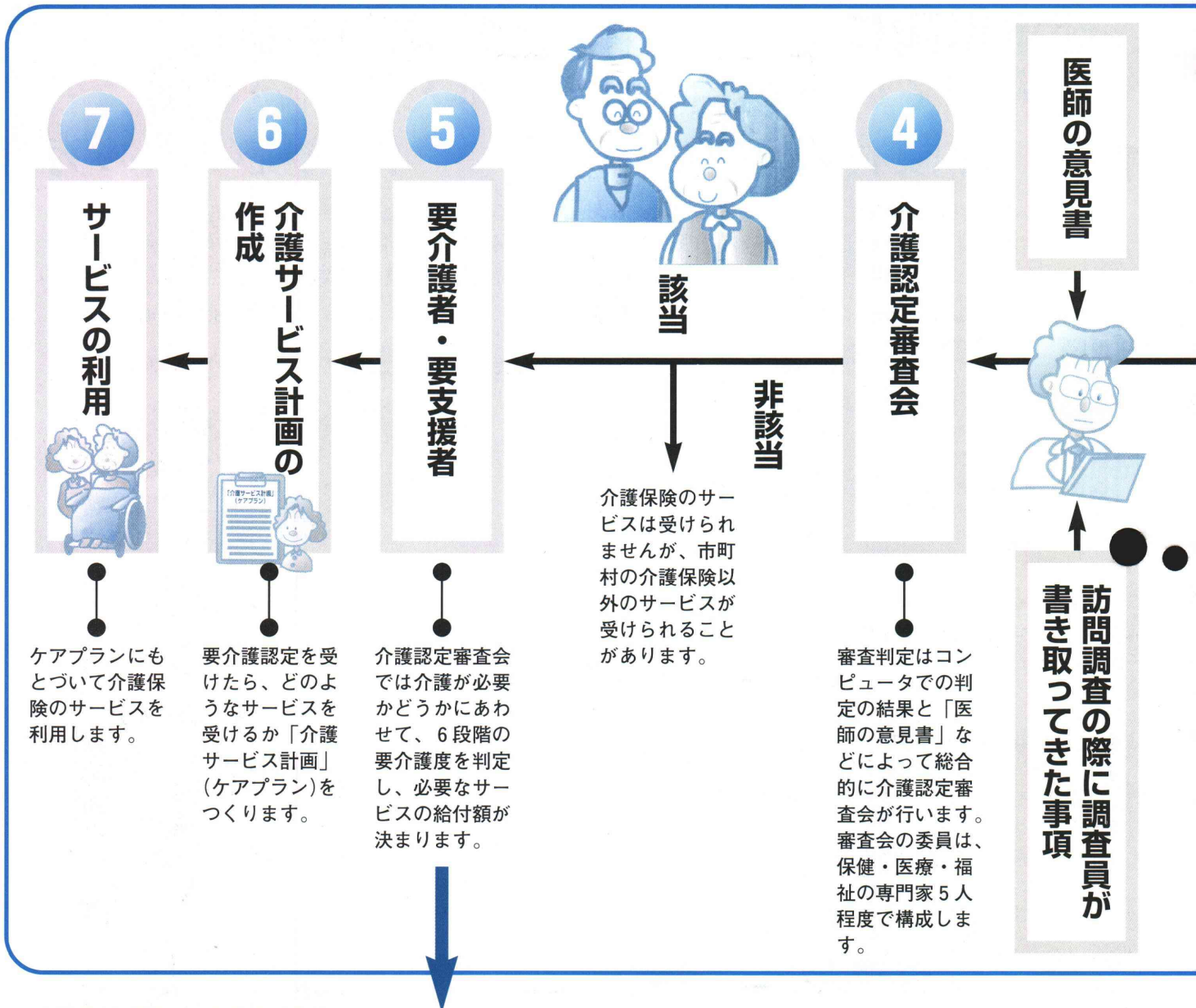
サービスを利用するには、日常生活に介護や支援が必要な状態であることについて認定（要介護・要支援認定）を受ける必要があります。申請は、本人や家族などのほかに指定居宅介護支援事業者や介護保険施設に代行してもらいうこともできます。

要介護認定の実施状況 (1月31日現在)

	申請受付件数	認定調査件数	判定件数	審査会開催回数
在宅	122	94	81	6
特養	40	39	31	
合計	162	133	112	

二次判定結果 (1月31日現在)

	二次判定結果							
	自立	要支援	要介1	要介2	要介3	要介4	要介5	再調査
一次判定結果	自立							
	要支援	2	4					
	要介1		21	3				
	要介2			14	3			1
	要介3				21	4		1
	要介4					18	1	
	要介5						2	19
合計	2	25	17	24	24	20	2	
在宅	1	15	13	17	18	15	2	
特養	1	10	4	7	6	5		



在宅サービス

- ★訪問サービス
介護（ホームヘルプ）やリハビリテーション、入浴、看護などのサービスが受けられます。
- ★通所サービス（デイサービス・デイケア）
特別養護老人ホームや老人保健施設、医療機関に通い（送迎を受け）、介護や入浴、食事の提供、リハビリテーションなどのサービスが受けられます。
- ★施設への短期入所サービス（ショートステイ）
特別養護老人ホームや老人保健施設、医療機関に短期間入所し、介護や入浴、食事の提供、リハビリテーションなどのサービスが受けられます。
- ★痴呆性高齢者のグループホーム
痴呆の状態の要介護者が共同生活をする住居で介護や入浴、食事の提供、リハビリテーションなどのサービスが受けられます。
- ★福祉用具貸与、購入
- ★医師や歯科医師、薬剤師の療養上の管理と指導
- ★有料老人ホームや経費老人ホーム入居者への介護サービス
- ★手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修
- ★ケアプランの作成

施設サービス

- ★介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
入浴、排せつ、食事等の介護や生活上の世話、リハビリテーションなどのサービスが受けられます。
- ★介護老人保健施設
介護、リハビリテーションその他必要な医療、日常生活上の世話などのサービスが受けられます。
- ★介護体制の整った医療施設（介護療養型医療施設）
療養上の管理、看護、リハビリテーションその他必要な医療などのサービスが受けられます。



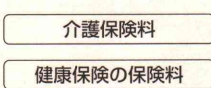
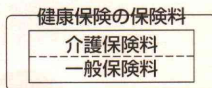
いろいろある介護サービス

健康保険に 加入している場合の 保険料の納め方

40歳から64歳で健康保険に加入している方の介護保険の保険料は、従来の医療保険の保険料に上乗せした一つの保険料として、毎月の保険料から徴収されます。

●40歳～64歳までの方

●65歳以上の方



一般保険料に介護保険料を上乗せして徴収されます

介護保険料は町が徴収します(原則として年金から天引き)

- 保険料は給料に応じて徴収されます。
- 40歳から64歳までの被扶養者の方は保険料を別個に納める必要はありません。
- 保険料は原則として半分を事業主が負担します。
- 任意継続被保険者・特例退職被保険者の方の介護保険料については、一般保険料と同様に全額自己負担となります。

保険料の決まり方

社会保険診療報酬支払基金から各医療保険者あてに、ここに加入している第2号被保険者の方の人数に応じて算定された介護納付金の額が通知されます。

各保険者は割り当てられた負担額を、第2号被保険者全員の標準報酬の総額で割り、介護保険料率を計算します。

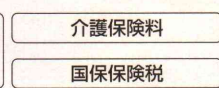
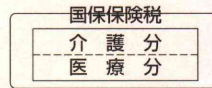
介護保険料率に第2号被保険者の方の標準報酬額をかけたものが、被保険者の方それぞれの介護保険料になります。

国民健康保険に 加入している場合の 保険税の納め方

40歳から64歳で国民健康保険に加入している方の介護保険の保険料は、国民健康保険の医療分と介護分を合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。

●40歳～64歳までの方

●65歳以上の方



医療分と介護分を合わせて一つの国民健康保険税として納めます

介護保険料は町が徴収します(原則として年金から天引き)

- 本人または世帯主に40歳から64歳までの被保険者がいる場合は、世帯主が医療分と介護分を合わせて国民健康保険税として納めます
- 町の医療分と合わせて国民健康保険税として徴収する介護分の保険料は、町の国民健康保険税の計算方法により計算されます。ただし、医療分の保険税と介護分の保険税の上限額は別々に決められます。

保険料の決まり方

社会保険診療報酬支払基金から各医療保険者あてに、ここに加入している第2号被保険者の方の人数に応じて算定された介護納付金の額が通知されます。

割り当てられた負担額のうち国の負担額を控除し、残りの部分を各保険者が負担します。

町の国民健康保険税の計算方法により保険料が決められます。

利用者の負担

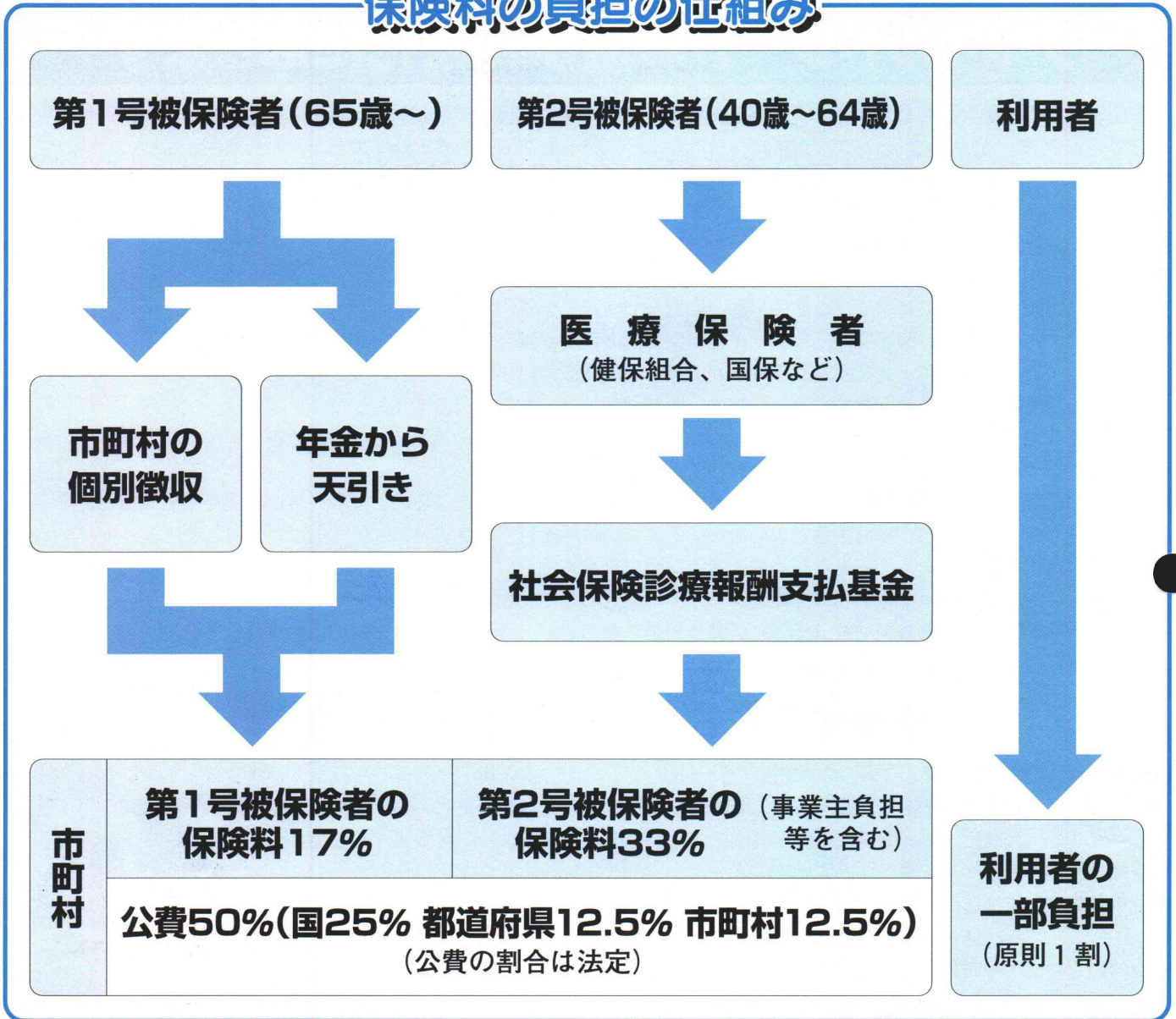
介護サービスを利用する際には、サービス提供機関に費用の1割を支払っていただくことになります。また、施設でのサービスを利用する場合の食費も負担していただくことになります。

★負担額が高額になった場合★

1割の利用者負担が著しく高額になった場合には、上限額を超えた分について、申請によりあとで町から支給されます。(高額介護サービス費)

所得の低い方には、低い上限額を設定し、負担が重くなりすぎないように配慮します。

保険料の負担の仕組み



65歳以上のかたの保険料について

65歳以上のかたの保険料は、以前広報や字別の説明会などで「今年の4月から納めていただく」とお知らせしました。

しかし、新聞・テレビなどで報道されており国の方針で

今年の9月までの半年間は、保険料は徴収しない。

今年の10月から来年の9月までは、決められた保険料の2分の1の額を徴収する。

ということが決められました。

なお、保険料の額は、現在最終的な計算をしており、決まりしだい広報でお知らせします。

介護保険制度開始に伴う障害者福祉制度の利用について

4月1日からの介護保険制度の開始に伴い、65歳以上で障害のある人または40歳から64歳までで初老期痴呆、脳血管疾患(脳出血や脳梗塞など)などの老化にともなう病気(介護保険からサービスが受けられる特別疾患)による障害をお持ちのかたは、介護保険制度のサービスと障害者福祉制度のサービスとで共通する在宅サービス(ホームヘルプサービスや日常生活用具給付等)については、原則として介護保険制度のサービスを利用していただくことになります。そのためあらかじめ介護保険を受けるための申込書である「要介護認定要支援認定申請書」を提出していただき、要介護認定を受けておく必要があります。

なお、介護保険制度にない障害者福祉サービスについては、現行どおり障害者福祉制度によるサービスがご利用できます。

身体障害者手帳をお持ちのかたでご自身が介護保険のサービスを受けられるか分からないなど不明の点がありましたら、お気軽に福祉課にお問い合わせください。

チャイルドシート着用が義務化になります

道路交通法の一部改正にともない、4月1日から6歳未満の幼児にチャイルドシート着用が義務づけられます。幼児を同乗させるときは、「面倒だから」「すぐ近くだから」という気持ちですて、必ずチャイルドシートを着用しましょう。

- チャイルドシートは、道路運送車両法の「保安基準」に適合するもので、幼児の発育に応じた形状のものを選びましょう。
- 規制対象…自動車の運転者が6歳未満の幼児を乗車させて運転する場合。
- 罰則など…罰則、反則金はありませんが、違反点1点となります。
- 以下の場合には規制の対象外になります。
 - ①シートベルトを適切に着用できる座高の幼児にシートベルトを着用させたとき。
 - ②傷病、障害の療養上や健康保持上、チャイルドシートの使用が適当でない幼児を乗せる場合。
 - ③構造上、チャイルドシートを固定することができない座席に幼児を乗せる場合。
※いわゆる幼稚園バスの座席も、これに該当します。
 - ④固定できるチャイルドシートの数を超えた幼児を乗せる場合。(乗車人員制限内で、固定できるチャイルドシートに乗せることができる人数以外の幼児に限る)
 - ⑤著しい肥満などの身体的理由により、チャイルドシートを適切に使用させることができない幼児を乗せる場合。
 - ⑥授乳やおむつ替えなど、日常生活上欠くことのできない世話をを行うとき。
 - ⑦乗合バスまたはタクシーの運転者が旅客である幼児を乗せる場合。
 - ⑧運輸大臣の許可を受けた自家用バスの運転者がその運送のため幼児を乗せる場合。
 - ⑨応急救護のため、医療機関や官公庁などの緊急搬送する必要がある幼児をその搬送のため乗せる場合。

チャイルドシート購入費補助金制度

町では下記の条件に該当するかに対し、チャイルドシートの購入費の一部補助を行っています。

- ☆対象者…町内に住所を有するかたで、町内に住所を有する就学前の幼児（6歳未満）のために、平成12年1月1日以降に運輸省の定める安全基準に適合したチャイルドシートを購入するかた。
- ☆補助額…チャイルドシート購入価格の2分の1（1,000円未満切り捨て、限度額15,000円）
- ☆申請書類…①補助金交付申請書（役場総務課にあります。） ②領収書（感熱紙の領収書や、コピーをしたものは不可）
③品質保証書や製造元、品名などが確認できる書類 ④振込先預金通帳 ⑤印かん
- ☆問い合わせ・申請先…江南町役場総務課 ☎536-1521（内線312）



ホームページを開設しました

町ではインターネットでの情報提供を行うため、ホームページを開設しました。

インターネットは、「いつでも、簡単に、知りたい情報を入手できる」ことから、最近利用者が急速な勢いで増加しています。こうした状況から町でも皆さんに情報を提供できるようにすすめてまいりました。

ホームページの内容は、町の紹介をはじめ、新着情報や行事案内、くらしのガイドから構成されています。ぜひ、ご覧いただき、活用ください。

URL <http://www.town.konan.saitama.jp>
問 企画財政課 ☎五三六一五二一（内線三三二）



1/23 (日)

第11回大里郡市野球スポーツ少年団駅伝競争大会が、江南荘周辺の田園コースで行われました。

この大会はシーズンオフのこの時期行う恒例の行事で、大里郡市の16チームから270人の野球少年が参加し、1人1.5kmの周回コースを6人1チームで争いました。

江南ファイターズからもA、B 2チームが参加し、Aチームは見事に準優勝となりました。

2/6 (日)

町民スキー教室が、苗場スキー場（新潟県）を会場に59名が参加して行われました。

絶好のスキー日和となった会場では、初心者を対象としたスキー教室や、プルークボーゲンなどの基本的な実技講習を行いました。

初めて参加した人たちも基本を身につけ、午後には滑れるようになり、楽しい一日を過ごしました。



2/18 (金)

江南幼稚園の園児のみなさんが、町長にプルタブを届けてくれました。

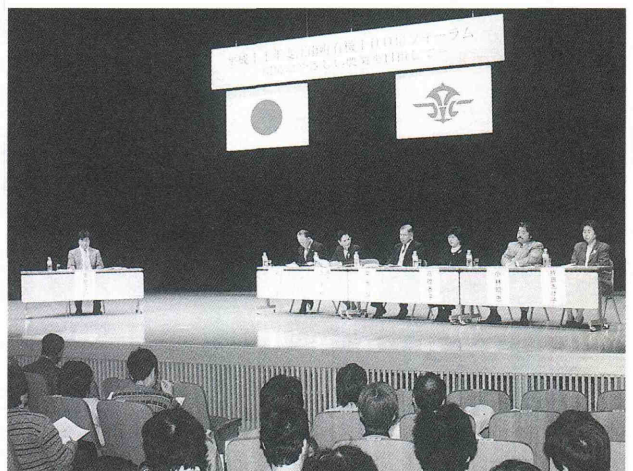
平成10年5月号で紹介したのをきっかけに始まった「プルタブ回収運動」ですが、この間に延べ228の団体、個人からご協力をいただき、この度目標の700kg（車イス1台分）を超えることができました。ご協力ありがとうございました。

2/21 (月)

ピピアで、「江南町有機100倍フォーラム」が開催されました。

女優・農政ジャーナリストの浜美枝先生をお迎えし、「環境にやさしい農業を目指して」と題しての講演会や、町内で農業に関する各分野で活躍中の柴芳明さん、高橋香子さん、小林明忠さん、持田志げ子さんと、浜先生、町長によるパネルディスカッションが行われました。

当日は、400人以上のかたが来場され、熱心に講演を聞いていました。



こちら保健婦です

介護のごとは一人でも悩まないで

超高齢化を迎えた現在、介護を必要とする高齢者が増え、介護は特定の人だけに生じる特別な問題ではなくなっています。

●介護の問題は半数が三年以上

厚生省の調査によると、寝たきり者を介護している期間については、三年以上の長期におよぶ場合が五十三%と半数を占めています。

さらに、おもな介護者の年齢層は、六十〜六十九歳が二十八・三%、七十歳以上が二十四・二%と半数は六十歳以上で、介護者自身が高齢になっているという状況にあります。介護の期間の長期化、介護者自身の高齢化、老夫婦のみの世帯の増加など介護を取り巻く状況は厳しくなっています。

●介護で疲れてしまわないようにするには

- ①介護はマイペースでゆとりを
介護は長期にわたり労力が必要なもの。頑張りすぎず、マイペースで介護を進めていきましょう。
- ②家族に協力してもらいましょう。

介護の負担を軽くし、ストレスを解消するには、家族の協力が絶対に必要です。介護上の悩みを相談し話し合うだけでも気が楽になります。

③公的サービスを活用しましょう
公的サービスの利用は、介護者の疲労軽減ばかりではありません。高齢者にとっても、家にこもりきりであるより、社会との接点ができ、寝たきり予防にもなります。

④週に一度は
休日をつくりましょう

来る日も来る日も、介護におわれたいは、どんな人でも疲れがたまってくるのは当然です。介護を続けていくためにも、リフレッシュする時間をもちましょう。

⑤自分の健康に
気をつけましょう

介護の長期戦を乗りきるには、介護者の心身の健康が一番大切です。自分の健康管理も大切に、

年一回は健康診断を受けましょう。

⑥自立をうながすような
介護を心がけましょう

高齢者ができることまで全部やってしまつては、高齢者の自立心を奪つことになり「寝たきり」につながります。できるだけ自分でできることは、やってもらいましょう。

⑦介護者どうしの
仲間づくりをしましょう

地域でひらかれる介護者教室や家族の会にぜひ参加しましょう。同じ思いをしている仲間がいるということは、力強い心の支えになります。

町では、二月に第一回目の介護者のつどいが開催され、交流を心がめました。

介護のことは、ひとりで悩まず、保健婦まで相談してくださいね

くらしのワンポイント

好奇心が強い幼児はなんでも口に入れてしまいます。子どもの小さな口やのどは意外に柔軟。おもちゃのミニカーを丸ごと飲んでしまったという例もあり、大人が目配りが大切です。

子どもの誤飲③

小さな異物の場合

電池を飲み込む事故も多発しています。中でも危険なのが、ボタン電池。大便と一緒に排泄されることもありませんが、食道や胃の中で止まってしまうと放電したり中身が漏れて粘膜が傷ついたり、最悪の場合は胃に穴があくことも。子どもが電池を飲み込んでしまったら、すぐに病院に連れて行き適切な処置を受けましょう。

意外に危険なのが、ピーナッツなどの硬い豆類。噛むと細かくくだけ、小片が気管に入ってしまうと、肺などに炎症を起こすことがあります。硬いナッツを子どもに与えるのは避けてください。もし口にして、むせたり咳き込んだりする場合は、病院へ連れて行くようにしましょう。

水性絵の具は、少しくらいなめても心配はありませんが、油性絵の具は中毒の危険があるので、水を飲ませて（牛乳はため）吐かせ、すぐに病院へ。クレヨンも、水を飲ませて吐かせ、様子を見ますが、ほとんどの場合、害はあ



～ 図書館だより ～

3月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	11
12	⑬	14	15	16	17	18
19	20	⑳	22	23	24	25
26	㉑	28	29	30	㉓	

開館時間 午前9時～午後5時
○印は休館日
7日～10日は図書館特別整理の為に休館日

おはなし会

- 日時 3月11日(土) } 午後2時30分より
25日(土)
- 場所 おはなしコーナー
- 対象 幼児、小学生
- 内容 紙芝居、絵本など
朗読ボランティアの方達が楽しいお話を用意して待っています。お友達とみんなで来てください。

◆ ひなまつり ◆

3月3日はひなまつりです。
手作りケーキや、手作りお寿司で
お祝いしてはいかがでしょう。

- (参考図書)
- お祝いの行事料理全集
 - 飾り寿司
 - うれしい日のごちそう
 - らくらくパーティメニュー
 - おもてなし

- 寿司とご飯物
- 折々の料理
- おうちでイベントクッキング
- ケーキ&ミニケーキ
- お菓子教室
- 粉と卵のお菓子
- お料理づくり一年生
- お菓子づくり一年生
- ママと子供で作る楽しいおやつ
- 子供のためのお手軽おやつ

● おねがい ●

3月7日～10日まで図書特別整理日をもうけ蔵書の点検を行います。最近返却日を過ぎて返却されない本が増えています。確認をお願いします。尚紛失された場合は届出をしてください。ご協力をよろしくお願い致します。

■ 新着図書案内 ■ (主なもの)

(書名)	(著者名)	(書名)	(著者名)	(書名)	(著者名)
●人生の目的	五木 寛之	●大地の子と私	山崎 豊子	●十六歳の母	原田瑠美子
●悪女の涙	佐木 隆三	●老いては子に逆らう	吉武 輝子	●赤ちゃんをあきらめないで	瀬田 道宏
●泥の花	水上 勉	●健康になる本	寺下 謙三	●いい宿2000 東日本版	講談社
●地霊	立松 和平	●青の画面	田島 一	●バリ島の心地よいホテル	坪田三千代
●流れる砂	東 直己	●勉強ざらひの治し方	今村栄三郎	●花のある旅100	大貫 茂
●ナイルの暗号	吉村 作治	●煉獄回廊	野崎 六助	●おばあちゃんになるなんて	神沢 利子
●魔人 第2部3部	菊地 秀行	●ラニーニャ	伊藤比呂美	●お転婆はあの元気の形見分け	塩月弥栄子
●女龍王神功皇后上下	黒岩 重吾	●ああ大阪	吉本文芸館	●水墨画花の描き方	谷口 真仙
●おかげさまの人生	松本 幸夫	●あした見る夢	瀬戸内寂聴	●グリコ・森永事件	宮崎 学

こうなん俳句会

(126)

蛇行する列のはるかや初詣

市川マツエ

初詣人の流れにさからはず

橋本 和子

初日射す書架の新刊師の句集

岡部 正次

読み返したまた読み返す初便り

柴 益次郎

闘病のことを追記の賀状かな

宅森 清次

青龍の昇り出すかの賀状来る

関口 進

燦然と白のさわ立ち初浅間

笠原 久枝

ささやかな夢を書き出す初日記

古谷 まつ

大霜に疲れあらわの葉を洗ふ

大井登代子

上弦の月中天に初日の出

平山 三郎

初詣響く成田の太太鼓

笠原 ひさ

支へ合い強く生きなん初明り

中島 文恵

辰年の初日輝やく二〇〇〇年

新井 加津

初便りファクシミリより飛び出せり

国田 育子

まづ先に孫の顔見て年酒汲む

小鹿原その子

刻々に時の流れて年新た

松本 とよ

羽繕い白鳥やわし首余し

河端不三子

二〇〇〇年明けて傘寿の春迎ふ

新井 政男



各 種 無 料 相 談

	日 時	場 所
行政・心配ごと相談	3月28日(火)9:30~正午	勤労福祉センター
心配ごと・結婚相談	3月14日(火)9:30~正午	勤労福祉センター
成人健康相談	3月7日(火)9:30~11:30	保健センター
教育相談	原則毎週水曜日・教育委員会へ申し込みください。	

埼玉県消費生活モニター募集

対象 満18歳以上の県内在住者（高等学校生、公務員を除く）
内容 消費生活に関するアンケート調査に対する回答（3回）研修会への出席（1回）など
任期 平成12年4月～平成13年3月
人員 100名（予定）
謝礼 研修会出席 2,500円/回
 調査等回答 1,000円/回

申込 問 3月17日(金)＜消印有効＞までに、官製はがきに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、性別、年齢（平成12年4月1日現在）職業、県消費生活モニターの経験の有無、100字程度の作文（テーマは「私の消費生活」または「消費者行政に望むこと」）を記入のうえ、〒336-8501 浦和市高砂3-15-1 埼玉県消費生活課企画総務担当 ☎048-830-2935まで。

そうだん

50周年記念無料登記相談

埼玉土地家屋調査士会では、次のとおり無料登記相談を開催します。
日時 4月1日(出)10:00~16:00
場所 ①浦和市 埼玉土地家屋調査士会館
 ②熊谷市 ダイエー・ニッシーモール屋上ホールB
 ③川越市 川越福祉センター
問 埼玉土地家屋調査士会 ☎048-862-3173

そのほか

危険物取扱者試験

平成12年度第1回・第2回・第3回危険物取扱者試験および準備講習会が次のとおり開催されます。

●危険物取扱者試験

期日 ①4月30日(日) 受付：3月27日～4月5日
 ②7月9日(日) 受付：6月5日～6月14日
 ③9月17日(日) 受付：8月14日～8月23日
場所 東京国際大学（川越市）
申込 申請用紙は、3月末から熊谷地区消防本部予防課、妻沼消防署で配布します。

●準備講習会

○乙種第4類
期日 6月24日(土)・25日(日)
 9月9日(土)・10日(日)

○丙種

期日 9月3日(日)
問 熊谷地区消防本部予防課 ☎522-9991

米の小売業の新規・更新登録受付

受付期間 3月15日(水)～4月28日(金)（土、日、祝日は除く）
登録対象者 新規登録……登録要件を満たす者
 更新登録……平成9年6月1日登録の米類小売業者

登録要件

- ①米の販売のための売場その他の常設の事業所を利用できること
- ②米の小売業を適確に遂行できる資金信用を有すること
- ③「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律を遵守」していること

登録日

平成12年6月1日(木)（登録通知の交付はこの日以降になります。）

問 役場経済課、または熊谷農林事務所 ☎523-2812へ。

国民年金の加入手続きをしましょう

——年金は高齢社会の必需品——

国民年金は、国内に住む20歳以上60歳未満の人が加入する基礎年金制度です。

【国民年金の加入者は3種類】

- ①第1号被保険者＝農業・商業などの自営業の人とその配偶者、学生など。→自分で加入手続きをして、保険料を納めます。
- ②第2号被保険者＝厚生年金・共済組合などに加入しているサラリーマンやOL。→保険料は給料から天引きされます。
- ③第3号被保険者＝第2号被保険者に扶養されている配偶者。→自分で加入手続きをします。保険料は配偶者の加入している年金制度でまとめて負担しますので、個々に納める必要はありません。

《希望すれば加入できる人》

- 任意加入被保険者といえます。
- ※ 60歳以上65歳未満の人で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができない人や満額の年金を受けたい人
 - ※ 65歳から70歳未満の人で、年金を受ける資格を満たしていない人
 - ※ 20歳以上65歳未満の海外に住んでいる日本人
 - ※ 厚生年金等の老齢（退職）年金を受けている人で60歳未満の人

国民年金の保険料額が変わります

- ★平成12年4月から国民年金の保険料は13,300円になります。
- ★平成11年度分の保険料をまだ納めていないかたは、4月中に納めてください。4月28日をすぎるとお持ちの納付書では納められません。
- ★国民年金は、物価の変動にあわせて年金額がスライドしますので、物価が上がっても年金の価値は守られます。また、加入者の負担が過重なものとならないように給付と負担のバランスを図る仕組みになっています。

くらしの情 報 Information

役 場 ☎536-1521
ピピア ☎536-6262

内 線
議会事務局 431
総務課 311・312・313
企画財政課 321・322
町民課 111・112・113
福祉課 121・122・123

税 務 課 151・152・153
経 済 課 251・252
都 市 計 画 課 241・242
建 設 課 231・232
同 和 対 策 室 221

出 納 室 141
教育委員会 211・212・213・214
水 道 課 161・162
保健センター 410・411
社会福祉協議会 131・132

もよおし

サーカス&N響メンバーストリングカルテット
アコースティックコンサート



日 時 6月4日(日) 16:30開演
入場券 3月18日(土) 9:00より
電話予約は 13:00より
S席3,500円
A席3,000円
(全席指定)

問 ピピア

農林学級・花き園芸講座(3月)

開催日	内 容	時 間
5日(日)	ホウレンソウの収穫 (小)	13時30分
11日(土)	木工干支の型抜き (親)	9時30分
12日(日)	木エドアストッパー ⊖	9時30分
12日(日)	ジャガイモの植え付け (小)	13時30分
13日(月)	ジャガイモの植え付け ⊖	13時30分
14日(火)	(花)花木類の接ぎ木	13時30分
15日(水)	ホウレンソウ料理 ⊖	10時00分
17日(金)	(花)春播き草花の種類と育て方	13時30分
19日(日)	木工プランターカバー ⊖	10時00分
23日(木)	(花)花植木の春の病害虫防除	13時30分

※(花)=花き園芸講座(対象:一般のみ)

対象 (親)=小学生親子 ⊖=一般
(小)=小学生

受付 3月1日(水)8時30分から

問 農林学級=農林公園管理事務所
☎583-2301

花き園芸講座=農林公園内・植
物振興センター☎583-2841

※臨時休園=3月28日(火)

熊谷基地さくら祭り

航空自衛隊熊谷基地では、さくら祭を開催します。ソメイヨシノなどの巨木約750本が楽しめますので、お気軽にお越しください。

日時 4月2日(日)9:00~15:00

夜桜見物

4月1日(土)17:30~20:00

場所 航空自衛隊熊谷基地内
熊谷市大字拾六間839

内容 航空機の編隊飛行(ブルーインパルス、F-15など)、観閲式、地上演技(ファンシードリル、フルーインパルスJrなど)、装備品展示、音楽隊の演奏など(天候により変更することがあります。)

駐車 基地内および日立金属(株)内に駐車場がありますが、限りがありますので、電車(JR籠原駅から徒歩約20分)をご利用ください。

なお、基地正面からは車両の入場はできません。

問 熊谷基地総務課 ☎532-3554

第4回江南町いけばな芸術展

春めいてまいりました。季節の花に逢いにお出かけになりませんか。

日時 3月5日(日)~7日(火)
9:00~17:00(6日(月)休館日)

場所 ピピア展示室

問 武政☎536-4843

ぼしゅう

教育講演会「7カ国語で話そう」

誰にでもできる多言語の実践と国際交流です。

日時 3月8日(水)10:00~12:30
18:30~20:30

場所 坂戸市文化施設「オルモ」

費用 無料、託児あり(先着20名)

申込 問 長島☎0492-83-6068

愛犬のしつけ方教室

埼玉県動物指導センターでは、犬の適正な飼養管理の推進および動物の愛護精神の高揚を図るため、愛犬のしつけ方教室を定期的に開催します。

日時 毎月第4水曜日 13:30~
初回開催日は、3月22日(水)

場所 埼玉県動物指導センター

定員 毎月15人(犬の同伴可能)

内容 犬のしつけ方の講演および実技指導、動物との共生および動物を飼う三原則

申込 問 埼玉県動物指導センター指導課☎536-2465

体育協会会員募集

生涯スポーツ推進のため、町体育協会では平成12年度新会員を募集しています。

健康増進や町民相互の親睦を図る場として入会してみませんか。

▼ソフトボール協会

活動:年3回の大会ほか

▼柔道愛好会

活動:水・土曜日の練習ほか

▼剣友会

活動:水・土曜日の練習ほか

▼バレーボール連盟

活動:年3回の大会ほか

▼卓球愛好会

活動:金曜日の練習ほか

▼サッカークラブ

活動:各種大会への出場

▼バドミントン連盟

活動:木曜日の練習ほか

▼山の会

活動:年9回の登山・ハイキングなど

▼ゴルフ協会

活動:大会・教室などの開催

▼グラウンドゴルフ協会

活動:年3回の大会など

▼綱引き連盟

活動:各種大会への出場など

問 教育委員会内体育協会事務局

のこしておきたい江南風景



撮影場所
大字御正新田地内
「農業教育センター榎並木」

ケヤキ並木は、県木に指定された昭和41年に農業関係高等学校の協力により植樹されました。

今では立派なトンネルとなり、四季折々の美しさを見せてくれます。

歳時記

水取りや氷の僧の杵の音

奈良地方では「お水取りが終わらないと春が来ない」といって、この行事を楽しみにしているようです。

芭蕉

も親しまれています。松明は三月一日から十四日まで焚かれ、この火の粉を浴びると、諸病が退散するといわれています。十二日には特に大きい松明(籠松明)が出て、多くの人たちが集まります。

「お水取り」というのは、奈良東大寺の二月堂で、三月一日から十四日まで行われる法会で、天下安穩・五穀成熟・万民豊稔を祈願するものです。正しくは修二会といいますが、これは天平勝宝四(七五二)年から千二百五十年近くの間、続けられてきています。二月堂の修二会は、二月堂そばの良弁杉のかたわらにある閻伽井屋の中の若狭井から水をくむことから「お水取り」、夜の行事で松明が振られることから「お松明」の名です。

東大寺二月堂十一面観音像光背(部分)



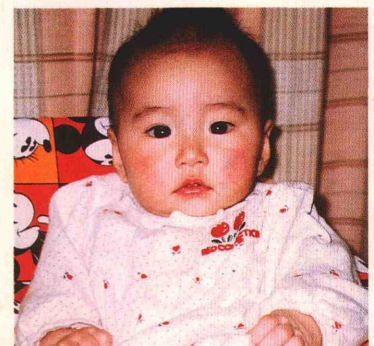
岡田さつきちゃん

平成11年5月28日生

両親 {英浩さん
君江さん(野原)}

ただ今、ハイハイ練習中です。アニメ「となりのトトロ」にでてくる「さつきちゃん」のようにかわいい子に育ってほしいと思います。

すこやかさん



高橋美帆ちゃん

平成11年6月26日生

両親 {信一さん
恵子さん(須賀広)}

パパ似の美帆。散歩が大好きで、ベビーカーを見るとニコニコの笑顔。

やさしく、明るく、すこやかに育ってほしいです。

ひとのうごき

人口と世帯数(2月1日現在)

男	6,168人(-2)
女	6,391人(-6)
計	12,559人(-8)
世帯数	3,863世帯(-4)

()内は前月比

募集しています。

「すこやかさん」のコーナーへの投稿を募集しています。お気軽に、役場総務課広報係までご連絡ください。